

堺市の介護福祉施設・介護事業所の 皆さんへの支援制度について



介護支援ネットワーク協議会・さかいの会員事業所の皆さまへの周知にあたっては、「介護支援ネットワーク協議会・さかい」に承諾をいただいております

～支援制度メニューについて～

事業所の費用負担なし

- 就業規則の見直しをしたい
 - ・ 今の就業規則で事業を運営しているけど不安がある
 - ・ 職員の数が**10人**を超えるため就業規則を**労働基準監督署**に提出しなければならない
 - ・ 人材確保につながる就業規則の改訂について（定年延長・キャリアアップ・給与規定等）
 - ・ **時間単位の有休取得**やヘルパー職員の**移動手当**について
 - ・ 職員の育児・介護休業について
 - ・ 働き方改革（同一労働・同一賃金等）について 他
- 処遇改善・人材育成・雇用環境整備の効果的な取り組みについて
 - ・ **処遇改善加算Ⅰ**、**特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ**を取得したい
 - ・ 事業所内で**職員の研修**を実施したい
 - ・ **人事考課制度**の見直しをしたい
 - ・ 介護事業所で活用できる**助成金**について（年間を通した計画的な研修、喀痰吸引等研修 他）
 - ・ 感染対策マニュアルについて
 - ・ **メンタルヘルス・ハラスメント対策**について

オンライン
相談も可

※オンライン相談の環境が整っていない事業所は、ご相談ください

- ・ **社会保険労務士**などの資格を持つ**サポーター**が、訪問やWEB会議システム（Zoom）等で、直接サポートします。（計5回までサポート可）
- ・ ご希望の日時に、相談内容をお伺いした上で解決策を提示します。

無料相談のお申込みはTel、もしくは裏面へ

例えば、次のような課題や悩みについて 支援を行っています！！

◎ 就業規則の見直しや処遇改善加算・特定処遇改善加算の申請

● 訪問介護事業所 A 様

開業時に就業規則を作成したが、今の労働基準法にあっているか不安があるため、専門家に見てもらいたい

- ▣ 社労士資格を持つサポーターが、就業規則の見直しをします

● 開業間もない訪問介護事業所 B 様

採用した職員の職場定着のため、処遇改善加算 I や特定処遇改善加算 I・II の申請をしたいが、忙しくてできない

- ▣ 社労士資格を持つサポーターが、キャリアパス要件や職場環境等要件の説明と就業規則の整備を行い、申請書（計画届）の書き方までサポートします

◎ 職場環境等の改善

● 社会福祉法人 C 様

職員間や利用者側からのハラスメント事案が数件発生、職場の環境を改善したい

- ▣ 専門家によるハラスメント研修を実施し、ハラスメント規程を作成

※オンライン相談の環境が整っていない事業所は、ご相談ください

オンライン
相談も可

▼お電話もしくは、以下にご記入の上、Faxでお申し込みください▼

事業所名 (施設名)		サービス区分	
事業開始年月日	年 月 日	事業所番号	
事業所住所	(〒)		
電話番号	— —	FAX	— —
メールアドレス	@		
お申し込み者名 役職	フリガナ 氏名		役職

▼お問合せ先▼



公益財団法人 介護労働安定センター 大阪支部 担当：片岡

大阪市中央区石町2-5-3 労働センター（エル・おおさか）12F

TEL：06-4791-4165 FAX：06-4791-4166